

NEXT DREAM NEXT STANDARD

SUNNEXTA GROUP

第21期定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

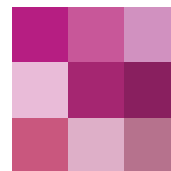
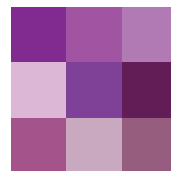
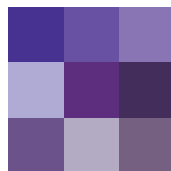
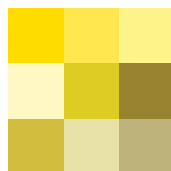
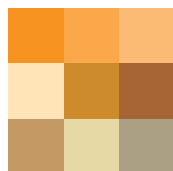
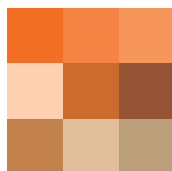
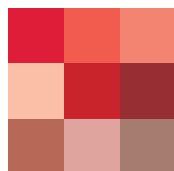
2019年9月27日(金曜日)
午前10時

開催場所

東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃の間

目 次

第21期定時株主総会招集ご通知……	4
株主総会参考書類……………	7
事業報告……………	39
連結計算書類等……………	52
監査報告……………	56



The background of the entire page is a photograph of a city skyline at sunset. The sun is a bright, glowing orb on the right side, casting a warm orange and yellow light across the sky and the silhouettes of buildings. Overlaid on this background is a grid of numerous small squares in various colors, including red, orange, yellow, green, blue, purple, and pink. These squares are scattered across the upper two-thirds of the page, creating a digital or abstract pattern.

NEXT DREAM NEXT STANDARD

次から次へ。かなえない夢がたくさん生まれてきます。
もっとビジネスの改善や改革をお手伝いしたい。
暮らしに潤いと安心をお届けしたい。
その「もっと」をかなえるのは、「お役に立ちたい」という情熱と創造力。
私たちサンネクスタグループはお客様の声に耳を傾け、
新たなスタンダードを生み出していきます。

グループ名の由来

SUNNEXTA GROUP

SUNNEXTAの「サン」は、『しゃたくさんの「さん」』に加え、親しみを込めて呼ぶときの「さん」を表現しています。そして「ネクスタ」は「ネクストスタンダード(NEXT STANDARD)」から。私たちが次のスタンダードとなる価値を作っていくという自負と宣言を表現しています。

SUNNEXTA-DNA



サンネクスタグループのヒトにかける想いを表現しています。数多くの個性が集い、互いを尊重しつつ、共通のベクトルを大切にしながら個々の目標を持ち、個性を活かしてのびのびと活躍する様を、単純に同化することのないモザイクで、そしてその根底に流れる調和の価値観、時代を超えて守るべきもの、語り継ぐべき大切なことを、SUNNEXTA-DNAと表現しています。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2019年6月期では、連結売上高及び営業利益をはじめ各利益とも創業以来の最高値を更新することができました。

また、株式会社東京証券取引所の承認を受け、2019年6月27日付にて当社株式が東京証券取引所の市場第一部銘柄に指定されました。

これもひとえにこれまでお力添えをいただきました皆様のご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

当社グループは、今後も創業の原点とベンチャースピリットを忘れず、お客様の声に耳を傾け、『NEXT DREAM NEXT STANDARD』を実践することで、お客様に最高の満足と集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかり、社会に貢献していく所存です。

今後も皆様のご期待にお応えすべく、当社グループ役職員一同、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。引き続きご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

日本社宅サービス株式会社
代表取締役社長

笹 晃弘

サンネクスタグループ各社のご紹介

社宅管理事務代行サービス
人事・総務関連の総合アウトソーシング

日本社宅サービス株式会社

サンネクスタグループの資産管理・購買
損害保険代理・生命保険代理

サンネクスタリーシング株式会社

住まいの見守り・
セキュリティサービス

株式会社スリーS

マンション管理サービス
修繕工事サービス

クラシテ株式会社

不動産の売買仲介サービス・
賃貸管理

クラシテ不動産株式会社

原状回復・リフォームサービス

株式会社全日総管理

(ご参考) 業績ハイライト

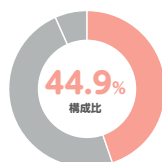
2019年6月期の業績ハイライト * 創業以来の最高値

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益	ROE
8,441* 百万円	955* 百万円	1,003* 百万円	690* 百万円	11.5%
前期比 7.1% 増	前期比 18.4% 増	前期比 15.2% 増	前期比 21.3% 増	前期比 ±0 ポイント

セグメント別の概況

社宅管理事務代行業業

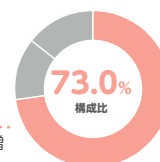
日本社宅サービス



売上高
37億87百万円
前期比 ▶ 224百万円増

一部既存顧客の解約があったものの、年間を通じて良好な市場環境を背景に継続的かつ安定的な成長に向けた新規受注によるストックの積み上げが堅調に推移したことから、売上高は37億87百万円(前年同期比6.3%増)、営業利益は6億94百万円(同9.3%増)となりました。

営業利益
6億94百万円
前期比 ▶ 59百万円増

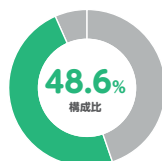


施設総合管理事業

クラシテ

クラシテ不動産

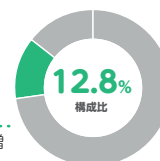
全日総管理



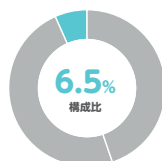
売上高
41億3百万円
前期比 ▶ 319百万円増

マンション管理組合への問題解決提案を強化したことにより、順調に施設管理のストックを維持拡大していることに加え、台風等の災害発生の復旧に伴う小修繕工事件数や買取再販等の不動産サービスが増加したことから、売上高は41億3百万円(前年同期比8.5%増)、営業利益は1億22百万円(同73.7%増)となりました。

営業利益
1億22百万円
前期比 ▶ 51百万円増



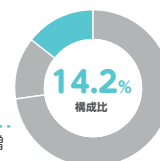
その他



売上高
5億49百万円
前期比 ▶ 15百万円増

コスト削減サービスや24時間対応のコールセンターサービスが着実に拡大しており、売上高は5億49百万円(前年同期比2.8%増)、営業利益は1億35百万円(同38.1%増)となりました。

営業利益
1億35百万円
前期比 ▶ 37百万円増



第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2019年9月26日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年9月27日(金曜日) 午前10時
2 場 所	東京都新宿区市谷本村町4番1号 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃の間 (会場が昨年と異なっております。末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第21期(2018年7月1日から2019年6月30日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第21期(2018年7月1日から2019年6月30日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 新設分割計画承認の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役10名選任の件 第5号議案 監査役1名選任の件 第6号議案 当社子会社の取締役及び監査役に対しストックオプションとして新株予約権を 発行する件 第7号議案 当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を 発行する件
4 招集にあたっての 決定事項	次頁【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト (<https://www.syataku.co.jp>)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2019年9月27日（金曜日）午前10時

場所 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃の間

（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年9月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2019年9月26日（木曜日）午後5時30分まで

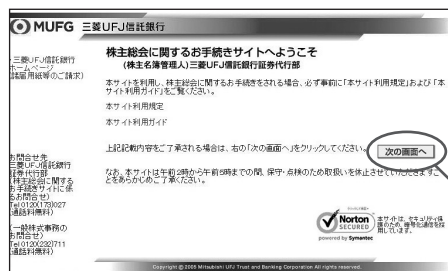
インターネットによる議決権行使について

行使期限 2019年9月26日(木曜日) 午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

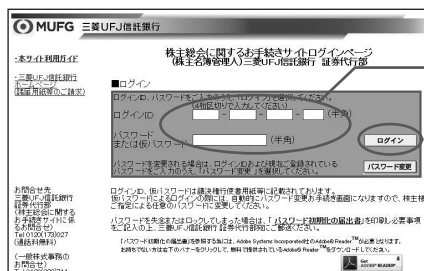


① 議決権行使サイトへアクセス



議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027（9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして認識しております。

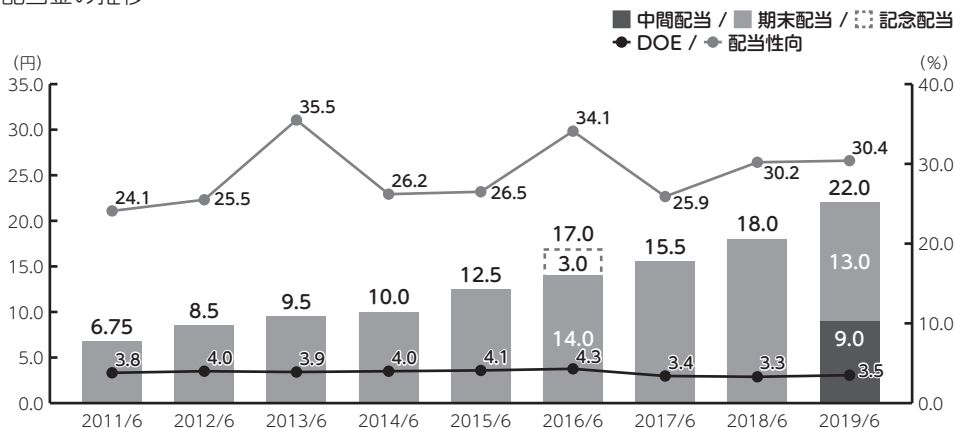
そのうえで、安定的かつ継続的な配当を行うことを中長期的な基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して決定することとしております。

上記方針に基づき、第21期の期末配当につきましては、内部留保の累積状況や業績の推移を勘案し、以下のとおり、1株につき13円といたしたいと存じます。

なお、本年3月に中間配当として1株につき9円をお支払いしておりますので、中間配当を含めた年間の配当は、前期より4円増配の1株につき22円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金13円 配当総額 124,672,197円
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年9月30日

<ご参考> 配当金の推移



第2号議案

新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社グループは、『ビジョナリーカンパニー創造』を経営ビジョンとして掲げ、「NEXT DREAM NEXT STANDARD ー世の中に新たな価値を創造し社会に貢献する。ー」という考え方のもと事業を推進してまいりました。

このような中で、当社グループが、今後さらに持続的な成長を実現していくためには、持株会社に移行し、グループ全体の経営資源の最適配分、経営スピードの加速化、並びに経営人材育成の早期化に取り組み、将来の中核事業となるような新たなビジネスの創出と育成を図るとともに、グループ経営管理及び業務執行の分離によるコーポレートガバナンスのさらなる向上を図ることが必要と考えております。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

日本社宅サービス株式会社（以下「甲」という。なお、甲は第6条に定める成立日をもって「サンネクスタグループ株式会社」に商号変更予定）は、新たに設立する日本社宅サービス株式会社（以下「乙」という）に対し、甲の現に営む全事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務の一部を承継させるため、新設分割（以下「本件分割」という）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という）を作成する。

第1条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとする。

第2条（乙の設立時取締役及び設立時監査役）

（1）設立時取締役

市原 康太郎、石上 明子、高木 章、小山 長規、石上 敦司

（2）設立時監査役

宮川 洋一、阿部 嘉彦

第3条（承継する権利義務）

甲が、本件分割により乙に承継させる本件事業に関する権利義務（以下「本件承継対象権利義務」という）は、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおりとし、甲は、2019年6月30日現在の貸借対照表及びその同日現在の計算を基礎とし、これに、第6条に定める乙の成立日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、第6条に定める乙の成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。なお、甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第4条（本件分割に際して交付する乙の株式の数）

乙は、甲に対し、本件分割に際して、普通株式90,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として甲に交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- （1）資本金の額 金450,000,000円
- （2）資本準備金の額 金450,000,000円
- （3）利益準備金の額 金0円

第6条（新設分割設立会社の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「成立日」という）は、2020年7月1日とする。ただし、甲は、手続きの進行に応じて必要があるときは、取締役会決議により、成立日を変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条（本計画の変更等）

甲は、本契約作成後成立日に至るまで、天災地変その他の事由により、甲の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、取締役会決議により、本計画を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（本計画の効力）

本計画は、成立日までに本件分割の実行のために必要となる株主総会における承認並びに関係官庁の認可、許可、登録及び承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（本計画外事項）

本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲の取締役会がこれを定める。

上記計画を証するため、本書を作成する。

2019年8月16日

東京都新宿区笹塚35番地
日本社宅サービス株式会社
代表取締役社長 笹 晃弘 ㊞

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日本社宅サービス株式会社と称し、
英文では Japan Corporate Housing Service Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 社宅、駐車場、事務所、店舗、倉庫の管理代行業
2. 住宅、社宅のリフォーム業
3. 法人用福利厚生施設の管理及び代行業
4. 社宅管理、住宅・社宅のリフォーム、福利厚生施設利用に関する会員の募集企画、募集及び募集代行業
5. コンピュータソフトの開発及びコンピュータソフト、コンピュータ、コンピュータ周辺機器の販売、リース、レンタル、保守及び販売
6. 情報提供サービス業並びに情報処理サービス業
7. 割賦販売業、集金事務、送金事務及び計算事務代行業
8. 貸金業
9. 共済組合の組織化、運営等に関するコンサルティング並びに組合員の募集及び掛金徴収業務代行業
10. 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
11. 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出資金の集金代行業務
12. 投資顧問業
13. 債権管理事務代行業
14. 債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業
15. 労働者派遣業
16. 介護施設の企画、運営及び管理
17. 旅行業及び旅行代理店業
18. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
19. 広告代理業
20. 不動産の管理、所有、利用並びに売買、交換、貸借、仲介及びコンサルティング業
21. 土木建築工事及び設備工事に関する企画、設計、施工、監理、請負、斡旋及びコンサルティング業
22. 室内空間の装飾に関する企画、設計、施工、監理、請負、斡旋及びコンサルティング業
23. 総合警備保障業務
24. 古物の売買業
25. 倉庫業
26. 引越の請負

- 27. 印刷業
- 28. 出版業
- 29. フランチャイズシステムによる社宅管理代行業の加盟店募集及び運営指導業務
- 30. コスト削減に関するコンサルティング業務
- 31. 実用新案権、特許権、意匠権、商標権の保有、利用、売買及び許諾
- 32. ビジネスモデル特許の保有及び売買
- 33. 事務用機器の販売、リース、レンタル
- 34. コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託
- 35. 一般電気工事業及び電気通信工事業
- 36. 総合リース業
- 37. 通訳案内業
- 38. 介護事業
- 39. 医療器具販売業
- 40. 前各号に付帯する一切の事業
- 41. その他適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式の総数は、360,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければならない。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた時も、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期及び招集手続)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 2 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までに、議決権を行使できる株主に対してその通知を発する。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令本定款に別段の定めある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会議事録)

第19条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(解任)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 代表取締役は、取締役会の決議で選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にもとづき、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を結ぶことができる。

第5章 監査役

(員数)

第32条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(常勤の監査役)

第36条 常勤の監査役は、監査役の協議により監査役の中から選定する。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度額において免除することができる。

(監査役の責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議により毎年12月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上

別紙 2

承継権利義務明細表

本件承継対象権利義務は、本件分割の効力発生の直前時において、甲の本件事業に属する次の資産、債務、契約その他の権利義務とする。

1. 資産
- (1) 流動資産

本件事業に属する一切の流動資産（ただし、グループ運営のために必要な現預金を除く）
- (2) 固定資産

本件事業に属する一切の固定資産
2. 負債
- (1) 流動負債

本件事業に属する一切の流動負債
- (2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債
3. 雇用契約その他の権利義務等（上記 1 及び 2 に係るものを除く）
- (1) 雇用契約

本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約
- (2) その他の契約

本件事業に関して甲が締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約（名称の如何及び契約締結方法を問わない）に基づく権利義務及び契約上の地位
4. 許認可等
- 本件事業に関して甲が取得している許認可のうち、法令上甲から乙への承継が可能であるものの一切

以 上

3. 会社法施行規則第205条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①対価の総数に関する事項

新設会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。

当新設会社が発行する株式数については、新設会社が承継する資産等の事業を考慮した結果、90,000株といたしました。

なお、交付株式数につきましては、本件新設分割による当社の純資産に変動がなく、また新設会社の株式のすべてが当社に割当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められます。

②新設会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は第2号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、本定時株主総会の承認可決を前提として、2020年7月1日（予定）を効力発生日として持株会社へ移行する予定です。これに伴い、商号、事業目的、並びに取締役及び監査役の員数の変更を行うものであります。
- (2) 当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図るため、業務執行から独立した社外取締役が取締役会議長を務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>日本社宅サービス株式会社</u> と称し、英文では <u>Japan Corporate Housing Service Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>サンネクスタグループ株式会社</u> と称し、英文では <u>SUNNEXTA GROUP Inc.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～41.(条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと <u>並びに国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を保有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配又は管理すること</u> を目的とする。 1. ～41.(現行どおり)
第3条～第18条 (条文省略)	第3条～第18条 (現行どおり)

現行定款
(員数) 第19条 当会社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 第20条～第22条（条文省略） (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。 第24条～第30条（条文省略） (員数) 第31条 当会社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。 第32条～第47条（条文省略） (新設)

変更案
(員数) 第19条 当会社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。 第20条～第22条（現行どおり） (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。 第24条～第30条（現行どおり） (員数) 第31条 当会社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。 第32条～第47条（現行どおり） 附 則 <u>第1条（商号）、第2条（目的）、第19条（員数）、第31条（員数）の変更は、2019年9月27日開催予定の第21期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されること及び新設分割計画に基づく新設分割の効力が生じることを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は当該新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</u>

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況
1	再任	ささ 晃 弘	代表取締役社長	13/14回
2	再任	いち はら こう た ろ う 市 原 康太郎	常務取締役 事業本部長兼 I T 戦略担当	12/14回
3	再任	いし が み あ き こ 石 上 明 子	常務取締役 管理本部長	14/14回
4	再任	たか き あきら 高 木 章	常務取締役 関連事業管掌	14/14回
5	再任	こ やま おさ のり 小 山 長 規	取締役 日本社宅ネット担当	14/14回
6	再任	いし が み あつ し 石 上 敦 司	取締役 マーケティング担当	14/14回
7	再任	よし だ いさむ 吉 田 勇	取締役 経理財務担当	14/14回
8	再任	た な か とし はる 田 中 俊 治	取締役 総務担当	14/14回
9	再任	なが やま ひろし 長 山 宏	社外取締役	12/14回
10	新任	た な か し ん い ち 田 中 伸 一	社外取締役 独立役員	—

候補者
番号

1

ささ
笹

あき ひろ
晃 弘

(1963年4月22日生)

所有する当社の株式数 787,300株
取締役在任年数 (本総会終結時) 20年3ヵ月
取締役会出席状況 13/14回



再 任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1987年 4 月	㈱マルコー入社	2001年 9 月	当社代表取締役専務
1988年 4 月	㈱マイ・ルーム入社	2002年 7 月	当社代表取締役社長 (現任)
1992年 2 月	㈱日本エル・シー・エー入社	2006年 9 月	クラシテ㈱代表取締役社長
1995年 2 月	㈱モア・コンセプト・ファーム 設立 代表取締役常務	2017年 7 月	㈱スリーS取締役
1999年 6 月	当社取締役	2017年 9 月	クラシテ㈱代表取締役CEO
2000年 9 月	当社専務取締役	2018年 8 月	同社取締役

取締役候補者とした理由等

笹晃弘氏は、1999年入社以来、当社取締役及び代表取締役社長として、豊富な業務経験と経営全般における知見を当社経営に活かしてまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、事業成長・業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の適切な監督を行うことができること、さらにこれまでの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与できることを期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

いち はら
市 原

こう た ろ う
康 太郎

(1973年2月20日生)

所有する当社の株式数 13,000株
取締役在任年数 (本総会終結時) 3年
取締役会出席状況 12/14回



再 任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1996年 5 月	㈹オールスタッフ入社	2016年 9 月	当社取締役情報システム管掌
2000年 4 月	当社入社	2017年 7 月	㈱スリーS取締役 (現任)
2014年10月	当社ITサービスグループ ゼネラルマネージャー	2017年 9 月	クラシテ㈱取締役
2014年10月	当社ITサービスグループ長	2017年 9 月	当社常務取締役情報システム担当
2015年10月	当社執行役員 情報システムグループ長	2018年 9 月	当社常務取締役事業本部長兼IT 戦略担当 (現任)

取締役候補者とした理由等

市原康太郎氏は、2000年入社以来、顧客向けのシステムの開発や保守を行うとともに、当社グループ内部のシステム環境の維持・整備に携わるなど、顧客サービスの競争力強化と事業基盤の強化の双方に適切な役割を果たしてまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、情報セキュリティを巡る外部環境が厳しさを増す一方で、ITサービスは進化を続けており、同氏にはその知識と経験を活かし基盤事業の維持拡大を推進するのみならず、事業部門全体の統括者としての役割を期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

3

いし がみ
石 上

あき こ
明 子

(1973年4月2日生)

所有する当社の株式数 164,900株
取締役在任年数15年
(本総会終結時)
取締役会出席状況14/14回



再 任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1996年 9月	㈱マイム入社	2015年10月	当社常務取締役BPO事業本部統括
1999年 2月	当社入社	2016年 9月	当社常務取締役BPO事業本部長
2004年 9月	当社取締役オペレーション グループ長	2018年 8月	クラシテ㈱取締役 (現任)
		2018年 8月	㈱全日総管理取締役 (現任)
2006年 9月	当社常務取締役オペレーション 部門統括	2018年 9月	当社常務取締役管理本部長 (現任)
2011年 9月	当社常務取締役コーディネート グループ長	2019年 3月	サンネクスターシング㈱ 取締役 (現任)

取締役候補者とした理由等

石上明子氏は、1999年入社以来、アウトソーシング・モデルの構築やその充実・拡大をさせるための取り組み及び品質向上に向けた推進に携わる等、豊富な業務経験を有しております。また、事業部門全体の統括者として事業基盤の強化に貢献してまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、事業部門における豊富な経験と実績を活かし、今後のグループ経営の拡大に向けて管理部門機能の強化と効率化に寄与できることを期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

4

た か き
高 木

あきら
章

(1973年8月28日生)

所有する当社の株式数70,100株
取締役在任年数10年
(本総会終結時)
取締役会出席状況14/14回



再 任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1996年 4月	中国セキスイツーユーホーム(株) (現セキスイハイム中四国㈱) 入社	2016年 9月	当社取締役人事担当 兼関連事業担当
2001年 1月	当社入社	2017年 7月	㈱スリー S 代表取締役社長 (現任)
2007年 7月	当社マーケティンググループ ゼネラルマネージャー	2017年 8月	㈱全日総管理取締役 (現任)
		2018年 8月	クラシテ㈱代表取締役社長 (現任)
2008年 7月	当社マーケティンググループ長	2018年 8月	クラシテ不動産㈱取締役 (現任)
2009年 9月	当社取締役マーケティンググループ長	2018年 9月	当社取締役関連事業管掌
2016年 4月	当社取締役事業開発部門統括兼 マーケティング担当及び人事担当	2018年 9月	当社常務取締役関連事業管掌 (現任)
2016年 9月	クラシテ㈱取締役	2019年 3月	サンネクスターシング㈱ 代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由等

高木章氏は、2001年入社以来、マーケティングを中心に営業部門に携わる等、事業基盤強化の実践と実績に基づき、当社グループの事業推進及び業務執行に適切な役割を果たしてまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、さらに経営全般における知見を当社のグループ経営に活かすべく、関連事業管掌役員としての役割を期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

5

こやま
小山

おさのり
長規

(1964年9月20日生)

所有する当社の株式数……11,500株
取締役在任年数
(本総会終結時)……15年9カ月
取締役会出席状況……14/14回



再任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1986年12月	㈱マルコー入社	2011年10月	当社執行役員日本宅ネット統括
1988年7月	㈱マイ・ルーム入社	2015年10月	当社執行役員ネットワーク運営 グループ長
1998年12月	当社入社 取締役営業本部長	2016年9月	当社取締役日本宅ネット担当 (現任)
1999年7月	当社取締役加盟店運営部長	2017年7月	クラシテ不動産㈱ 代表取締役社長(現任)
2002年7月	当社取締役オペレーション グループ担当	2017年7月	㈱スリーS取締役(現任)
2004年9月	当社取締役マーケティング グループ長	2018年8月	㈱全日総管理取締役(現任)
2006年1月	当社取締役カスタマーサービス グループ長		

取締役候補者としての理由等

小山長規氏は、1998年入社以来、オペレーショングループやマーケティンググループ、ネットワーク運営グループの責任者を歴任し、社宅管理事業全般に深く関与し事業基盤の強化に貢献してまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、その知見を活かしさらに不動産ネットワークのフランチャイズ本部の機能を強化するとともに、顧客向けサービスの改善・改良や新たなサービス開発を主導することで既存事業の収益の拡大を図ることを期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

いしがみ
石上

あつし
敦司

(1974年1月29日生)

所有する当社の株式数……52,000株
取締役在任年数
(本総会終結時)……3年
取締役会出席状況……14/14回



再任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1998年5月	㈱マイム入社	2015年10月	当社執行役員マーケティング グループ長
1998年12月	当社入社	2016年9月	当社取締役マーケティング担当 (現任)
2011年7月	当社マーケティンググループ ゼネラルマネージャー		
2012年10月	当社カスタマーサービスグループ長		

取締役候補者としての理由等

石上敦司氏は、1998年入社以来、マーケティンググループを中心に新規顧客の開拓や既存顧客との関係強化により基盤事業の収益の維持拡大に貢献してまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、当社における営業全般に対し適切な業務執行を行っており、顧客との関係性のさらなる強化と付加価値の高いサービスの開発を主導し事業推進を行うなど、当社の成長を支える役割を期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7



再任

候補者
番号

8



再任

よし だ
吉 田いさむ
勇

(1964年3月26日生)

所有する当社の株式数……17,500株
取締役在任年数……………2年
(本総会終結時)
取締役会出席状況……………14/14回

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1987年 4 月	㈱C S K 入社	2016年 9 月	当社執行役員経理財務担当
2005年 1 月	当社入社	2017年 7 月	㈱スリーS取締役(現任)
2013年10月	当社経理財務グループゼネラル マネージャー	2017年 9 月	クラシテ㈱取締役(現任)
2015年10月	当社経理財務グループ長	2017年 9 月	当社取締役経理財務担当(現任)
		2018年 8 月	クラシテ不動産㈱取締役(現任)

取締役候補者とした理由等

吉田氏は、2005年入社以来、主に経理財務グループを中心に経理・財務業務に従事し、豊富な業務経験と実績があり、担当部門に関する十分な知見を有しております。同氏を取締役候補者とした理由は、さらに経理財務担当として、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献及び中期経営計画の推進等の役割を期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

た なか
田 中とし はる
俊 治

(1955年3月25日生)

所有する当社の株式数……3,400株
取締役在任年数……………2年
(本総会終結時)
取締役会出席状況……………14/14回

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1979年 4 月	安田火災海上保険㈱(現損害保険 ジャパン日本興亜㈱) 入社	2012年 6 月	同社常務取締役
2002年 6 月	同社秘書部長兼経営企画部担当部長	2017年 2 月	当社総務グループ顧問
2005年 4 月	同社コンプライアンス統括部長	2017年 5 月	当社総務グループ部長
2006年 9 月	同社文書法務部長	2017年 9 月	クラシテ㈱取締役
2009年 4 月	同社理事 総務部長	2017年 9 月	サンネクスタリーシング㈱ 代表取締役
2010年 4 月	同社理事 業務監査部長	2017年 9 月	当社取締役総務担当(現任)
2012年 4 月	日産東京販売ホールディングス㈱ 常務執行役員	2019年 3 月	サンネクスタリーシング㈱ 取締役(現任)

取締役候補者とした理由等

田中俊治氏は、2017年入社以来、総務グループの責任者として幅広く当社グループのコーポレートガバナンスの強化に従事しております。同氏を取締役候補者とした理由は、上場企業における管理部門全般についての豊富な経験・実績と幅広い見識を有しており、当社グループのコーポレートガバナンスのより一層の充実及びさらなる持続的な企業価値向上への貢献を期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

9

社外取締役

独立役員

なが やま

長山

ひろし

宏

(1956年7月9日生)

所有する当社の株式数.....2,700株

取締役在任年数
(本総会終結時).....5年

取締役会出席状況.....12/14回



再任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1980年 4 月	阪和興業㈱入社	2009年 9 月	同社代表取締役（現任）
1991年 2 月	三優監査法人入所	2010年 9 月	当社社外監査役
1997年 2 月	三優ビーディーオーコンサルティ ング㈱（現㈱カクシン）取締役	2014年 9 月	当社社外取締役（現任）
2003年 6 月	同社代表取締役	2016年 4 月	法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師（現任）
2008年11月	同社取締役		

社外取締役候補者とした理由等

長山宏氏は、㈱カクシンの代表取締役及び法政大学専門職大学院の特任講師を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者及び公認会計士・税理士としての豊富な専門知識と経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え選任をお願いするものであります。なお、同氏は㈱東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、㈱東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって5年であり、また社外監査役としても過去4年間務めております。

当社は社外取締役候補者長山宏氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の取締役の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

・会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令に規定する額といたします。

候補者
番号

10



新任

社外取締役

独立役員

た な か し ん い ち
田 中 伸 一

(1956年6月8日生)

所有する当社の株式数……………一株
取締役在任年数……………一年
(本総会終結時)
取締役会出席状況……………一回

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1979年 4 月	㈱伊勢丹(現㈱三越伊勢丹)入社	2001年 6 月	㈱グッチグループジャパン(現㈱ケリングジャパン)取締役副社長兼CFO
1989年 9 月	Isetan of America Inc. Executive Vice President & CFO	2004年 7 月	同社代表取締役社長
1993年 4 月	Isetan International Finance B.V. Managing Director	2008年 6 月	㈱田中経営研究所取締役社長 (現任)
1997年 7 月	㈱グッチジャパン(現㈱ケリング ジャパン グッチディビジョン) EVP兼CFO	2015年 4 月	明治大学専門職大学院グローバ ル・ビジネス研究科特別招聘教授
1998年 4 月	同社取締役副社長兼CFO	2019年 4 月	当社顧問 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

田中伸一氏は、㈱田中経営研究所の取締役社長を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただけるものと考え選任をお願いするものであります。なお、同氏は㈱東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、㈱東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出る予定であります。同氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

・会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令に規定する額といたします。

(注)各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査役 碩修身氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



新 任

社外監査役

独立役員

あ べ
阿 部

よ し ひ こ
嘉 彦

(1954年 6 月 7 日生) 所有する当社の株式数…………… 500株

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1978年 4 月	東洋曹達工業(株) (現東ソー(株)) 入社	2010年 6 月	同社取締役 中国総代表 東曹 (広州) 化工有限公司董事長
2007年 6 月	同社理事 日本ポリウレタン工業(株)執行役員		総経理
2008年 6 月	東ソー(株)取締役 海外事業企画部 富山事務所担当	2013年 6 月	保土谷化学工業(株)取締役兼常務 執行役員
2009年 6 月	同社取締役 経営企画・連結経営 部長	2015年 6 月	東邦アセチレン(株)常勤監査役

社外監査役候補者とした理由等

阿部嘉彦氏は、上場企業において会社経営者としての実績及び常勤監査役としての知識・経験があります。同氏が社外監査役候補者とした理由は、その経験と知見により、当社取締役の職務執行の監督機能を十分に発揮いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は(株)東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出る予定であります。

同氏が社外監査役に選任された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

・会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令に規定する額といたします。

(注) 阿部嘉彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

<ご参考>当社の独立役員の「独立性」に関する判断基準

下記項目に該当する場合には、独立性があるとしない。

- a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
 - (1) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先、若しくはその業務執行者
 - (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引（売上高、仕入高、収益）の過半数を占める取引先、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引（売上高、仕入高、収益）の過半数を占める取引先の業務執行取締役、執行役、社員であった者
 - (3) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先）、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (4) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先）の業務執行取締役、執行役、社員であった者
 - (5) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の融資取引を有する金融機関の業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
 - (6) 日本宅宅ネットに参加している先、その業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 - (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士として年額100万円以上の金銭その他の財産を得る予定がある者、若しくは過去2年間に受けていた者
 - (2) 前（1）が法人、組合等の団体の場合である場合には、当該団体に所属している者、若しくは所属していた者
- d. 当社の主要株主
 - (1) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主（主要株主）、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主（主要株主）の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- e. 最近において上記aからdに該当していた者
 - (1) 判断時点の過去1年間において、上記aからdに該当していた者
- f. 近親者
 - (1) 上記aからeに該当する者の2親等以内の親族
 - (2) 当社及び子会社の取締役、マネージャー以上の社員である者の2親等以内の親族
 - (3) 判断時点の過去1年間において、前（2）に該当していた者

**当社子会社の取締役及び監査役に対しストックオプションとして
新株予約権を発行する件**

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役及び監査役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社グループの取締役及び監査役の報酬に反映することで、株主の皆様と利益及び不利益を一致させることができます。これにより、取締役に対し、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることができ、また、監査役に対し、株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について、さらなる意識喚起を行うことができ、企業価値及び株主価値の向上に資すると考えています。

このように、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上を図ることを目的に、当社と兼任している者を除く当社子会社の取締役及び監査役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の割当対象者及びその人数

- (1) 割当対象者：当社子会社の取締役及び監査役
- (2) その総数：5名（上限）

3. 新株予約権の発行要項**(1) 新株予約権の総数**

40個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は200株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式8,000株を上限とする。

ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 権利行使期間

割当日の翌日から30年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは、当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。

② 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。

③ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ④ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権者が死亡した日の1年以内に権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記に定める行使条件に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（6）に定める内容に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) その他

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

**当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして
新株予約権を発行する件**

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社従業員及び当社子会社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにより、当社従業員及び当社子会社の従業員の経営参画意識の向上並びに業績及び企業価値向上への貢献意欲を高め、当社がさらに優秀な人材を確保することを目的とするものであります。

2. 新株予約権の割当対象者及びその人数

(1) 割当対象者：当社従業員及び当社子会社の従業員

(2) その総数：500名（上限）

3. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の総数

3,500個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式350,000株を上限とする。

ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、次により決定される1株当たりの払込金額に（1）に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）とする。

ただし、当社が、当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 権利行使期間

新株予約権の割当日の属する月の翌月の初日から2年を経過した日より起算して2年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。

② 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。

③ 本新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(ア) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

(イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合

(ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為、その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

④ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合

につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

⑤ 新株予約権の行使の条件

上記に定める行使条件に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（6）に定める内容に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（11）交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（12）その他

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等により景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、米中貿易摩擦の深刻化など海外経済の不確実性が増し、国内景気に影響を与える可能性がある等、先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境においては、社宅管理事務代行事業は、企業の人手不足への対策が急務である中、福利厚生制度の充実を重要視する傾向は変わらず、加えて働き方改革等による残業抑制や生産性向上取組み等と相まって、さらなる外部委託ニーズにつながっており、アウトソーシングへの関心が引き続き高い状態にあります。また、福利厚生に求める内容も変化しており、限られた原資のなかで、ニーズに対応した質的な見直しが不可欠な状況となっております。

一方、施設総合管理事業は、市場規模は緩やかに拡大しているものの、マンション管理における修繕積立金不足の問題から管理組合による管理費見直しに伴う受注競争は依然として厳しく、人件費や輸送コストの上昇による建築コストの高騰、技能労働者の需給状況、今後の消費税増税に向けた対応等についても注視すべき状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、2020年6月期を最終年度とする5ヵ年中期経営計画を遂行中であり、ストックビジネスをベースにした継続的かつ安定的な成長、お客様にとって価値がさらに拡がるような付加価値の高いサービスの創造、機能分化による意思決定と人材育成の早期化の3つの基本戦略を通じて、中長期的な企業価値の向上に注力してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は84億41百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は9億55百万円（同18.4%増）、経常利益は10億3百万円（同15.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億90百万円（同21.3%増）となり、いずれも過去最高を更新しました。

①社宅管理事務代行事業

社宅管理事務代行事業においては、一部既存顧客による解約の発生があったものの、年間を通じて良好な市場環境を背景に継続的かつ安定的な成長に向けた新規受注によるストックの積み上げが堅調に推移したことから、売上高は37億87百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

一方、利益面では繁忙期の費用増や新サービスの開発に係る経費等の発生時期が来期にずれたことによる影響はありますが、概ね計画どおりに推移し、営業利益は6億94百万円（同9.3%増）となりました。

②施設総合管理事業

マンション管理組合への問題解決の提案活動を強化したことにより、順調に施設管理のストックを維持拡大しております。また、今期は前年に比べ大規模な計画修繕工事件数は少なかったものの、台風等の災害発生の復旧に伴う小修繕工事件数や買取再販等の不動産サービスが増加したことから、売上高は41億3百万円（前年同期比8.5%増）となりました。

一方、利益面は人手不足や建築コストの上昇による原価増への対応として、管理委託費の値上げや業務効率化等の取組みを進めた結果、利益率は改善傾向にあり、営業利益は1億22百万円（前年同期比73.7%増）となりました。

③その他

新規事業の創造を目指した新たなサービスの開発には複数テーマにおいて進捗がみられる一方で、その育成には時間を要している状況にあります。コスト削減サービスや24時間対応のコールセンターサービスが着実に拡大しており、売上高は5億49百万円（前年同期比2.8%増）、営業利益は1億35百万円（同38.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は58百万円であります。その主な内容は、社宅管理事務代行事業における顧客向け社宅管理システムに対応したソフトウェア（ソフトウェア仮勘定を含む）の取得30百万円、施設総合管理事業におけるリース資産の取得11百万円によるものであります。

また、当連結会計年度において施設総合管理事業の賃貸用不動産として保有していた5物件の土地・建物は、売却を実施しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、社宅管理事務代行サービスや人事・総務関連の総合アウトソーシングサービス、施設総合管理サービスなどを展開するトータル・アウトソーシングサービスのリーディングカンパニーとして、次のスタンダードとなる新たな価値・サービスを創造していくとともに、お客様にとっての最良のパートナーとして、持続的成長を実現してまいります。

当社グループでは以下の3点を企業集団共通の対処すべき課題と認識し、取り組んでおります。

- ① 将来の中核事業となるような第3、第4のビジネスの創出と育成
- ② 中核人材の育成と次世代人材の育成
- ③ 経営スピードの加速化

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2016年6月期)	第19期 (2017年6月期)	第20期 (2018年6月期)	第21期 (当連結会計年度) (2019年6月期)
売 上 高 (千円)	7,018,565	7,348,548	7,882,057	8,441,187
営 業 利 益 (千円)	615,739	812,118	807,267	955,717
経 常 利 益 (千円)	648,458	842,066	870,348	1,003,022
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	423,730	519,985	569,540	690,570
1株当たり当期純利益 (円)	49.92	59.74	59.70	72.38
総 資 産 (千円)	6,018,672	6,914,615	8,544,128	9,534,735
純 資 産 (千円)	3,631,075	4,461,705	5,640,252	6,582,736
1株当たり純資産 (円)	414.15	497.57	587.20	673.97

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度(第20期)に係る数値等については、当該会計基準を遡って適用した数値等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2016年6月期)	第19期 (2017年6月期)	第20期 (2018年6月期)	第21期 (当事業年度) (2019年6月期)
売 上 高 (千円)	3,731,471	4,013,138	4,066,699	4,315,292
営 業 利 益 (千円)	528,037	732,039	746,536	845,423
経 常 利 益 (千円)	550,046	756,737	773,473	884,498
当 期 純 利 益 (千円)	358,181	487,058	520,780	602,680
1株当たり当期純利益 (円)	42.19	55.95	54.59	63.17
総 資 産 (千円)	4,804,142	5,666,425	7,007,865	8,068,219
純 資 産 (千円)	3,273,721	4,071,424	5,190,873	6,045,465
1株当たり純資産 (円)	372.51	453.21	539.57	617.95

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度(第20期)に係る数値等については、当該会計基準を遡って適用した数値等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年6月30日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
クラシテ株式会社	100,000千円	100.0%	マンション等施設管理、修繕工事他
クラシテ不動産株式会社	40,000千円	100.0%	賃貸管理仲介、売買仲介他
株式会社全日総管理	10,000千円	100.0%	不動産のリフォーム、リノベーション他
株式会社スリー S	18,500千円	100.0%	防犯、防災、警備及び安全に関するシステム等の企画、開発、販売、運営他

(7) 主要な事業内容 (2019年6月30日現在)

< 社宅管理事務代行事業 >

社宅管理事務代行事業は、顧客企業に対して社宅・寮及び駐車場の社宅事務業務をアウトソーシング事業として行うものであります。具体的には顧客企業に対して借上社宅物件の紹介、契約・入居手続、家賃の支払い、退去時における原状回復費用のチェック等の社宅管理事務代行サービスを提供しております。

< 施設総合管理事業 >

施設総合管理事業は、分譲マンションを中心とした施設管理を基盤に、そこから派生する修繕工事までのトータルマネジメントサービスを提供しております。

当事業は、管理組合との管理受託契約に基づく管理棟数及び管理戸数をベースとした管理収入に加え、そこから派生する修繕工事等の付帯サービスを取り込むことによって売上高が増加いたします。

< その他 >

顧客企業の管理部門向けのコスト削減・業務効率化サービスや防犯、防災、警備及び安全に関するシステム、設備、機器等のセキュアサポートサービス等を提供しております。

(8) 主要な事業所 (2019年6月30日現在)

① 当社

本社	東京都新宿区笹塚町35番地
第1オペレーションセンター	東京都新宿区
第2オペレーションセンター	北海道札幌市
SUNNEXTAアーカイブズ	東京都立川市

② 子会社

クラシテ株式会社	
本社	東京都新宿区笹塚町35番地
事業所	東京 東京都新宿区
	横浜 神奈川県横浜市
	東関東 千葉県船橋市
	沖縄 沖縄県那覇市
	宇都宮 栃木県宇都宮市
	土浦 茨城県土浦市

クラシテ不動産株式会社	
本社	東京都新宿区神楽坂3丁目6番地
株式会社全日総管理	
本社	東京都新宿区新宿7丁目26番61号
株式会社スリーS	
本社	東京都新宿区笹塚町35番地

(9) 従業員の状況 (2019年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
635 (395) 名	△1 (+27) 名

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、() 内の臨時従業員数 (パートタイマー、派遣社員を含む) は、年間平均人数を外数で記載しております。

2. 従業員数には、管理員等社員156名を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
285 (189) 名	+1 (+23) 名	39.6 歳	7.3 年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、() 内の臨時従業員数 (パートタイマー、派遣社員を含む) は、年間平均人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年6月30日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2019年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,736,700株 (自己株式 1,146,531 株を含む)
- (3) 株主数 2,250名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社光通信	1,005,600株	10.49%
笹 晃弘	787,300株	8.21%
株式会社ベネフィット・ワン	778,000株	8.11%
長友 孝祥	633,800株	6.61%
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	343,200株	3.58%
S U N N E X T Aグループ従業員持株会	340,400株	3.55%
永井 詳二	222,200株	2.32%
内藤 征吾	217,000株	2.26%
東京海上日動火災保険株式会社	180,000株	1.88%
D B S B A N K L T D . 7 0 0 1 5 2	174,700株	1.82%

(注) 1. 当社は、自己株式1,146,531株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における（新株発行方式による）新株予約権行使及び特定譲渡制限付株式報酬による新株式の発行により、発行済株式の総数が156,500株増加しております。

3 会社役員に関する事項 (2019年6月30日現在)

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	笹 晃 弘		クラシテ(株) 取締役
常 務 取 締 役	市 原 康 太 郎	事業本部長兼IT戦略担当	(株)スリー S 取締役
常 務 取 締 役	石 上 明 子	管理本部長	クラシテ(株) 取締役 (株)全日総管理 取締役 サンネクスタリーシング(株) 取締役
常 務 取 締 役	高 木 章	関連事業管掌	クラシテ(株) 代表取締役社長 (株)スリー S 代表取締役社長 サンネクスタリーシング(株) 代表取締役社長 クラシテ不動産(株) 取締役 (株)全日総管理 取締役
取 締 役	小 山 長 規	日本社宅ネット担当	クラシテ不動産(株) 代表取締役社長 (株)全日総管理 取締役 (株)スリー S 取締役
取 締 役	石 上 敦 司	マーケティング担当	
取 締 役	吉 田 勇	経理財務担当	クラシテ(株) 取締役 クラシテ不動産(株) 取締役 (株)スリー S 取締役
取 締 役	田 中 俊 治	総務担当	サンネクスタリーシング(株) 取締役
社 外 取 締 役	長 山 宏		公認会計士・税理士 (株)カクシン 代表取締役 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジ メント研究科 特任講師
社 外 取 締 役	青 淵 正 幸		立教大学経営学部ビジネスデザイン研究科 准教授

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	碩 修 身		クラシテ㈱ 監査役 クラシテ不動産㈱ 監査役 ㈱全日総管理 監査役 サンネクスタリーシング㈱ 監査役
常 勤 社 外 監 査 役	宮 川 洋 一		㈱スリー S 監査役
社 外 監 査 役	中 西 康 晴		弁護士(扶桑合同法律事務所 パートナー)
社 外 監 査 役	笹 本 憲 一		公認会計士・税理士 (公認会計士笹本憲一事務所 代表) ㈱東葛ホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 日進工具㈱ 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役長山宏氏及び青淵正幸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役宮川洋一氏、中西康晴氏及び笹本憲一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役長山宏、青淵正幸及び監査役宮川洋一、笹本憲一の各氏を、㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 取締役笹見弘氏は、2018年8月20日付でクラシテ㈱代表取締役CEOからクラシテ㈱取締役に異動しております。
6. 取締役石上明子氏は、2018年8月20日付でクラシテ㈱取締役、同日付で㈱全日総管理取締役、2019年3月29日付でサンネクスタリーシング㈱取締役に就任しております。
7. 取締役高木章氏は、2018年9月26日付で取締役から常務取締役に就任いたしました。
8. 取締役高木章氏は、2018年8月20日付でクラシテ㈱取締役からクラシテ㈱代表取締役社長に異動しております。
9. 取締役高木章氏は、2018年8月20日付でクラシテ不動産㈱取締役、2019年3月29日付でサンネクスタリーシング㈱代表取締役社長に就任しております。
10. 取締役小山長規氏は、2018年8月20日付で㈱全日総管理取締役に就任しております。
11. 取締役吉田勇氏は、2018年8月20日付でクラシテ不動産㈱取締役に就任しております。
12. 取締役田中俊治氏は、2019年3月29日付でサンネクスタリーシング㈱代表取締役からサンネクスタリーシング㈱取締役に異動しております。
13. 監査役碩修身氏は、2019年3月29日付でサンネクスタリーシング㈱監査役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	164,318千円 (7,658千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	30,167千円 (18,495千円)
合 計	14名	194,485千円

(注) 1. 当社役員の報酬については、2012年9月27日開催の第14期定時株主総会において、役員賞与を含めた取締役の報酬額等を年額200,000千円以内、役員賞与を含めた監査役の報酬額等を年額100,000千円以内としてご承認をいただいております。また、2011年9月28日開催の第13期及び2016年9月28日開催の第18期定時株主総会においては、これらとは別枠で株式報酬型ストックオプションによる当社の取締役及び監査役の報酬等の額として、取締役については年額100,000千円以内（うち、社外取締役分は10,000千円以内）、監査役については年額50,000千円以内（うち、社外監査役分は4,000千円以内）とする報酬限度額のご承認をいただいております。なお、当社取締役に対する譲渡制限付株式が付与される事業年度においては、短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションの発行は行わないものとしております。

2. 上記の取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、役員賞与引当金繰入額による報酬額として取締役8名 31,728千円が含まれております。

3. 上記の取締役の報酬等の総額には、譲渡制限付株式による報酬額として取締役10名 15,693千円（うち、社外取締役2名 634千円）が含まれております。

4. 上記の取締役及び監査役の報酬等の総額には、ストックオプションとして取締役10名 10,878千円（うち、社外取締役2名 1,023千円）、監査役4名 3,455千円（うち、社外監査役3名 2,175千円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役及び監査役に関する事項」に記載のとおりであり、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当社の各社外取締役及び各社外監査役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

区分	氏名	取締役会又は監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	長山 宏	当事業年度の取締役会全14回中12回出席。	会社経営者及び公認会計士・税理士としての豊富な専門知識と経験に基づき、客観的な立場で当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	青淵 正幸	当事業年度の取締役会全14回中14回出席。	経営学を専門とする大学准教授としての企業価値及び株主価値に関する豊富な知識と見識に基づき、客観的な立場で当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	宮川 洋一	当事業年度の取締役会全14回中14回出席。 また監査役会は全13回中13回出席。	他の上場企業における管理部門の責任者としての知識・経験と会社経営者としての実績に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外監査役	中西 康晴	当事業年度の取締役会全14回中13回出席。 また監査役会は全13回中13回出席。	弁護士としての豊富な専門知識と経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外監査役	笹本 憲一	当事業年度の取締役会全14回中14回出席。 また監査役会は全13回中13回出席。	公認会計士及び税理士としての豊富な専門知識と経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、過年度の監査計画による監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び当社の事業規模並びに業務の特性等を勘案し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,474,478
現金及び預金	3,216,782
売掛金	338,153
未収入金	204,275
営業立替金	1,387,151
商品	1,131
販売用不動産	216,269
仕掛品	12,823
原材料及び貯蔵品	10,627
その他	90,420
貸倒引当金	△3,154
固定資産	4,060,256
有形固定資産	649,880
建物	102,051
工具器具備品	45,956
車両運搬具	1,610
土地	489,239
リース資産	11,022
無形固定資産	396,911
のれん	272,228
その他	124,683
投資その他の資産	3,013,464
投資有価証券	2,756,801
関係会社株式	10,000
繰延税金資産	84,325
破産更生債権	1,916
その他	160,421
資産合計	9,534,735

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,004,963
買掛金	169,393
未払金	286,718
未払法人税等	154,495
営業預り金	665,536
預り金	77,475
前受金	327,807
賞与引当金	34,707
役員賞与引当金	34,594
その他	254,233
固定負債	947,036
退職給付に係る負債	168,516
繰延税金負債	761,967
その他	16,552
負債合計	2,951,999
純資産の部	
株主資本	4,697,651
資本金	783,098
資本剰余金	974,248
利益剰余金	3,399,828
自己株式	△459,523
その他の包括利益累計額	1,765,912
その他有価証券評価差額金	1,765,912
新株予約権	119,172
純資産合計	6,582,736
負債・純資産合計	9,534,735

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2018年7月1日から2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,441,187
売上原価		6,394,525
売上総利益		2,046,662
販売費及び一般管理費		1,090,944
営業利益		955,717
営業外収益		
受取利息及び配当金	37,034	
受取手数料	1,255	
補助金収入	10,458	
その他	5,694	54,442
営業外費用		
支払利息	4,130	
訴訟和解金	1,886	
その他	1,120	7,137
経常利益		1,003,022
特別利益		
固定資産売却益	19,309	
新株予約権戻入益	6,612	25,921
特別損失		
固定資産売却損	2,002	
固定資産除却損	485	2,488
税金等調整前当期純利益		1,026,456
法人税、住民税及び事業税	283,309	
法人税等調整額	52,576	335,885
当期純利益		690,570
親会社株主に帰属する当期純利益		690,570

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,320,159
現金及び預金	1,746,105
売掛金	92,949
営業立替金	1,381,388
仕掛品	4,980
貯蔵品	2,509
前払費用	60,949
未収入金	30,575
その他	2,204
貸倒引当金	△1,503
固定資産	4,748,060
有形固定資産	57,168
建物	16,567
工具器具備品	40,600
無形固定資産	103,885
商標権	4,322
ソフトウェア	73,213
ソフトウェア仮勘定	25,735
その他	614
投資その他の資産	4,587,006
投資有価証券	2,756,801
関係会社株式	1,493,663
長期貸付金	209,258
敷金及び保証金	127,283
資産合計	8,068,219

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,295,891
未払金	187,989
未払費用	28,346
未払法人税等	142,967
未払消費税等	49,013
前受金	137,346
営業預り金	641,188
預り金	49,813
前受収益	7,257
賞与引当金	20,239
役員賞与引当金	31,728
固定負債	726,861
預り保証金	10,095
繰延税金負債	716,766
負債合計	2,022,753
純資産の部	
株主資本	4,160,073
資本金	783,098
資本剰余金	974,248
資本準備金	530,347
その他資本剰余金	443,900
利益剰余金	2,862,250
その他利益剰余金	2,862,250
繰越利益剰余金	2,862,250
自己株式	△459,523
評価・換算差額等	1,766,220
その他有価証券評価差額金	1,766,220
新株予約権	119,172
純資産合計	6,045,465
負債・純資産合計	8,068,219

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2018年7月1日から2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		4,315,292
売上原価		2,770,784
売上総利益		1,544,507
販売費及び一般管理費		699,084
営業利益		845,423
営業外収益		
受取利息及び配当金	38,470	
その他	1,094	39,564
営業外費用		
支払補償費	389	
その他	100	490
経常利益		884,498
特別利益		
新株予約権戻入益	6,612	6,612
特別損失		
固定資産除却損	297	297
税引前当期純利益		890,812
法人税、住民税及び事業税	258,914	
法人税等調整額	29,218	288,132
当期純利益		602,680

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年8月13日

日本社宅サービス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩出 博男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和久 友子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本社宅サービス株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本社宅サービス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年8月13日

日本社宅サービス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岩 出 博 男 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	和 久 友 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本社宅サービス株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保するための体制）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該業務の適正を確保するための体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月15日

日本社宅サービス株式会社 監査役会

常勤監査役 碩 修身 ㊞

常勤監査役 宮川 洋一 ㊞

監 査 役 中西 康晴 ㊞

監 査 役 笹本 憲一 ㊞

(注) 監査役のうち、宮川洋一、中西康晴、笹本憲一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

東証一部指定のご報告

2019年6月27日をもちまして、当社株式は、東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部銘柄に指定されました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先様など、これまでお力添えいただいた多くの関係者の皆様のご支援、ご協力の賜物と、心より感謝申し上げます。



記念株主優待

東京証券取引所市場第一部銘柄指定を記念して、記念株主優待を実施いたします。

■対象となる株主様

2019年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元(100株)以上を保有されている株主様を対象といたします。

■記念株主優待の内容

株式1単元(100株)以上を保有されている株主様へ一律1,000円分のQUOカード(クオ・カード)を贈呈いたします。

■贈呈時期

優待対象となる株主様へ2020年3月のご郵送を予定しております。



中期経営計画



サンネクスグループでは、3つの基本戦略を掲げ中長期的な企業価値向上を目指しています。

サンネクスグループの3つの基本戦略

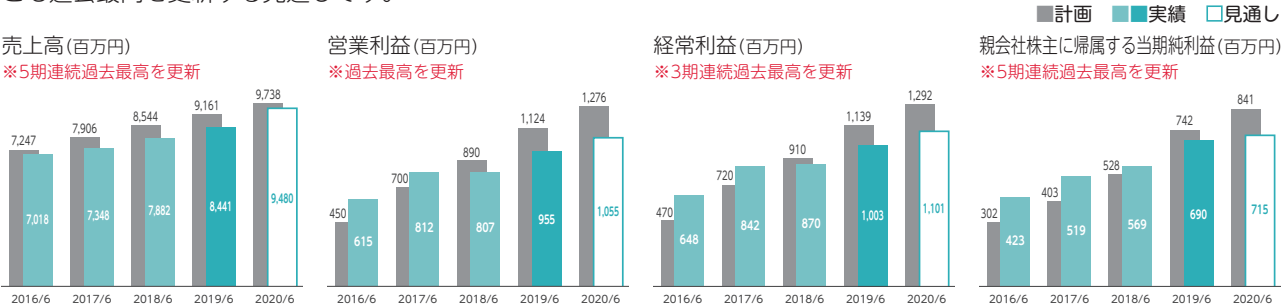
1. ストックビジネスをベースにした継続的かつ安定的な成長

2. お客様にとって価値がさらに拡がるような付加価値の高いサービスの創造

3. 機能分化による意思決定と人材育成の早期化

中期経営計画(2016年6月期～2020年6月期)の進捗状況

2020年6月期の業績予想については、中期経営計画において目論んだ水準には届かないものの、連結売上高及び各利益とも過去最高を更新する見通しです。



2020年6月期の配当予想(増配)

当社は5ヵ年中期経営計画の最終年度を迎えるにあたり、配当還元に関する経営指標について、概ね達成できる見通しが立ったことを踏まえ、2020年6月期の配当につきましては、1株当たり年間配当金を2019年6月期より4円増配の26円00銭(中間配当13円00銭含む)を予定しています。

配当方針の変更(目標連結配当性向及びDOEの引き上げ)

より一層の株主還元をはかるため、目標とする連結配当性向及びDOEの引き上げを行うことといたしました。

	変更前	変更後
連結配当性向	30%以上	40%以上
DOE(連結株主資本配当率)	3.5%以上	4%以上

※DOE=ROE(自己資本利益率)×連結配当性向

ESGの取り組み

当社グループは、創業の志として「ビジョナリーカンパニーの創造に挑む」から始まるグループ共通の企業理念体系を大切にしています。

この理念のもと、我々は、企業として持続的成長が不可欠であり、また、企業活動による影響力が「持続可能な開発目標(SDGs)」等の人類の未来に対してプラスになるように意図的に働きかけることが重要であると認識しています。

そして、ESGテーマへの取り組みを通じて、社会に貢献し、企業価値の向上及び持続的成長を実現してまいります。



環境 (Environment)

- CO2排出量の削減と環境保全に向けて
(省エネ活動やエコ活動等、まずは集う人々の認識と行動の改革からアプローチ) 等



社会 (Social)

- 働き方改革
(労働時間削減、休日数の増加、勤務環境の改革等)
- 当社主体だけでなく外部活動機関を通じた支援 等

ガバナンス (Governance)

- コーポレート・ガバナンスの継続的な強化
- 投資家との建設的な対話と株主還元の実現 等

ESGテーマへの取り組みについては、例示の活動に留まらず、より効果的な取り組みとすべく、様々な視点からのアプローチを検討してまいります。

取り組みのご紹介 - 公益財団法人CIESF(シーセフ)を通じての教育支援

●カンボジアでのスクールバス購入支援

インフラが整わないカンボジアでは、特に雨季・洪水の中、子どもたちは「通学」しようとしても遠い学校に行けません。

当社では、そのような子どもたちが毎日安全に通学できるように、スクールバスの購入支援を行いました。



SUNNEXTA GROUP

●寄付機能付自動販売機の導入

発展途上国の教育支援のための活動に、寄付ができる自動販売機を当社グループで導入いたしました。

会場ご案内図

会場

ホテルグランドヒル市ヶ谷(東館) 3階 瑠璃(るり)の間

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町4番1号

●会場が昨年と異なっておりますので、ご注意ください。

▶ 株主総会に関するお問合せ先

日本社宅サービス株式会社 総務グループ 電話番号：03-5229-8700 (受付時間 平日9:00~17:30)



交通のご案内

- 東京メトロ南北線・有楽町線「市ヶ谷駅」7番出口 から徒歩3分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口 から徒歩3分
- JR総武線「市ヶ谷駅」から徒歩3分

※駐車場に限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

